

——資料編——

1 稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第8条第1項に基づく稲敷市次世代育成支援後期行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するに当たり、市民及び識見を有する者等(以下「市民等」という。)の意見を聴取するため、稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討協議するものとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他行動計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 社会教育・学校教育関係者
- (4) 市民代表
- (5) 関係行政職員
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から平成27年3月31日までとし、特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員は、任期満了日前において当該地位又は職を失ったときは、委員の職を失うものとする。なお、この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、懇話会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、児童福祉担当課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2 稲敷市次世代育成支援対策推進懇話会委員名簿（敬称略）

No.	役 職	氏 名
1	議会教育福祉常任委員会委員長	根 本 光 治
2	教育委員会委員長	吉 田 薫
3	主任児童委員会委員長	野 村 由 紀 子
4	母子寡婦福祉会代表	墳 崎 由 美 子
5	P T A連絡協議会会長	永 長 康
6	子育てサークル代表	大 内 貴 佳 子
7	子育てサークル代表	清 水 美 香
8	江戸崎保育園長	本 橋 洋 一
9	沼里小学校長	和 田 克 典
10	認定こども園えどさき園長	秋 元 美 津 子
11	新利根幼稚園長	鳥 羽 美 代 子
12	教育委員会教育部長	中 澤 幸 一
13	保健福祉部長	大 島 功

3 策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 21 年 2 月 5 日 (火) ～平成 21 年 2 月 20 日 (金)	就学前児童保護者及び就学児童保護者へのニーズ調査実施
平成 21 年 2 月 20 日 (金) ～平成 21 年 3 月 3 日 (火)	市内企業へのニーズ調査実施
平成 21 年 7 月 3 日 (金) 平成 21 年 7 月 4 日 (土)	子育て関連団体へのヒアリング実施
平成 21 年 8 月	「広報いなしき」にニーズ調査概要版を掲載
平成 21 年 8 月 25 日 (火)	国、県への目標事業量の報告
平成 21 年 9 月 4 日 (金)	第 1 回推進懇話会 ・次世代育成支援後期行動計画の策定方針について ・子どもと家庭を取り巻く現状と課題について ・ニーズ調査及びヒアリング調査の結果について ・前期計画の評価及び目標事業量の設定について
平成 21 年 10 月 16 日 (金)	第 1 回ワーキングチーム会議 ・次世代育成支援後期行動計画について ・後期行動計画事業シート記入について
平成 21 年 10 月 29 日 (木)	第 2 回推進懇話会 ・次世代育成の将来像について ・行動計画について
平成 22 年 1 月 22 日 (金)	第 2 回ワーキングチーム会議 ・次世代育成支援後期行動計画（素案）について ・具体的施策について
平成 22 年 1 月 29 日 (金)	第 3 回推進懇話会 ・次世代育成支援後期行動計画（素案）について ・具体的施策について
平成 22 年 2 月 12 日 (金) ～平成 22 年 2 月 25 日 (木)	パブリックコメント実施
平成 22 年 3 月	計画の決定

4 関係法令・憲章

(1) 次世代育成支援対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。)であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)

- については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
 - 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則
(平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日
- 四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 少子化社会対策基本法

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾(ぞ)有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立つて講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育てで支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第七条の大綱の案を作成すること。
- 二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「高齢社会対策会議高齢社会対策基本法」を「少子化社会対策会議少子化社会対策基本法高齢社会対策会議高齢社会対策基本法」に改める。

理由

我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(3) 児童の権利に関する条約（概要）

第一条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第二条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第三条 子どもにとってもっとも良いことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとも良いことは何かを第一に考えなければなりません。

第四条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

第五条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第六条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

第七条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第八条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみに奪われることのないように守らなくてはなりません。もし、これが奪われたときには、国はすぐにそれを元通りにしなければなりません。

第九条 親と引き離されない権利

子どもは、親と一緒に暮らす権利をもっています。ただし、それが子どもにとって良くない場合は、離れて暮らすことも認められます。離れて暮らすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第十条 他の国にいる親と会える権利

国は、離ればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度一緒に暮らしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親が違う国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第十一条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国に戻れなくなったりしないようにしなければなりません。

第十二条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

第十三条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、他の人に迷惑をかけるはなりません。

第十四条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第十五条 結社・集会の自由

子どもは、他の人々と自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、他の人に迷惑をかけるはなりません。

第十六条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたいくときは、それを守ることができます。また、他人から誇りを傷つけられない権利があります。

第十七条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第十八条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第十九条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第二十条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族と一緒に暮らせなくなったときや、家族から離れた方がその子どもにとって良いときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第二十一条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとも良いことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第二十二条 難民の子ども

違う宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのこされた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第二十三条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実して暮らせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第二十四条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できる限りのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第二十五条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康を取り戻すために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとって良いものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第二十六条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのに十分なお金がないときには、国がお金を払うなどして、暮らしを手助けしなければなりません。

第二十七条 生活水準の確保

子どもは、心やからだの健やかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもの暮らしが守れないときは、国も協力します。

第二十八条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方から外れるものであってはなりません。

第二十九条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っている良いところをどんどん伸ばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなと仲良くすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第三十条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第三十一条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第三十二条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、無理矢理働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに良くない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第三十三条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第三十四条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。

第三十五条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。

第三十六条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せを奪って利益を得ることから子どもを守らなければなりません。

第三十七条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問やむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯して逮捕されても、人間らしく年齢にあった扱いを受ける権利があります。

第三十八条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第三十九条 犠牲になった子どもを守る

子どもが放っておかれたり、むごい仕打ちを受けたり、戦争に巻き込まれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会に戻れるようにしなければなりません。

第四十条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会に戻ったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

※日本ユニセフ協会ホームページ掲載の概要を、ひらがなを漢字に変えて掲載

5 稲敷市次世代育成支援行動計画 前期事業見直しシート記入要項

- シートの項目は「次世代育成支援行動計画」前期事業の7つの「基本目標」の順に掲載されています。

【シート記入の手順】

1. 御課のシート名を選択して下さい。
2. 記入いただきたい内容は「前期施策の変更」・「新規施策として展開するもの」の2点です。
以下、シートの記入方法について示していますので、こちらに従って記入して下さい。

A. 前期施策（「事業内容」）に変更がある場合》

1. 「**事業名**」「**事業内容**」「**対象**」（前期計画における記載事項）の項目について確認の上、前期計画から内容に変更がある場合、変更点を赤字で記入。変更のない場合、ご記入いただかなくても結構です。
2. 「**H21 末の事業実施内容**」の欄について、前期に掲げた目標の達成状況について記入して下さい。（数値目標の達成状況、進捗状況、今後の目標など）。
3. 「**事業種別**」の欄について、平成21年末での事業に対する判断を以下の5区分で記入して下さい。

【事業目標】

1 継続 2 拡充 3 縮小 4 廃止 5 新規

例1：今年度以降も「継続」の場合、「1」を記入

例2：今後5年の間に廃止する予定のあるものについては「4」を記入

例3：上記「2.」で記入した事業内容について、今後5年の間で「拡充」の意向がある場合は「2」を、「縮小」の場合は「3」を記入

5. 「**事業スケジュール**」の欄について、着手する年度についてセルを塗りつぶして下さい。

例1：H26まで継続する事業の場合

H22	H23	H24	H25	H26

例2：H23に拡充しH26まで継続する事業の場合

H22	H23	H24	H25	H26

例3：H23まで継続してH24に廃止の場合

H22	H23	H24	H25	H26

B. 新規施策として展開するもの

1. 施策目標ごとに記入してある「黄色いセル」には、今後5年の間に新たに取り組む子育て支援に関する施策を**必ず**記入して下さい。「事業名」、「事業内容」、「対象」、「事業実施スケジュール」の欄について、「A. 前期施策（「事業内容」）に変更がある場合」と同様の方法で記入して下さい。
 2. なお「No.」欄に「実施計画」と記載されている施策は、『3ヵ年実施計画(H22~24)』における事業からいくつかをピックアップし、後期計画での展開が可能と思われるものについて掲載しているものです。こちらの施策についても、今後5年間の事業内容として変更がある場合は、上記「1.」と同様に記入して下さい。
- ※前期事業と同じ内容の施策が掲載されている場合は、「**事業内容**」の欄に、該当する施策の「**No.**」を記入の上、「再掲」と記入して下さい。

例：実施計画の施策が「事業No.」の20と同じ場合

No.	事業No.	事業名	事業内容
20	**	(事業名)	(文章)
⋮	⋮	⋮	⋮
実施計画	**	(事業名)	20再掲

↑
「20再掲」と記入

6 稲敷市次世代育成支援後期行動計画 前期事業見直しシート一覧

■基本目標(1) 地域における子育ての支援
 施策目標(1)①地域における子育て支援・保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール				
							H22	H23	H24	H25	H26
1	★出産一時金等の支援(拡充)	出産一時金や不妊治療の支援等、子育て家庭を応援する支援策の拡充を目指す。	保護者	健康増進課 保険課 児童福祉課	実施中	実施					
2	★ファミリーサポートセンターの開設(新規)	子育て支援センターあいやを拠点として、ファミリーサポートセンターを開設し、既存の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズに応じ、女性の社会参加を促進するとともに、安心して子どもを育てることができている環境づくりを目指す。保育サービス、送迎サービス、家事援助サービスなどを実施する。	保護者・市民	子育て支援センター	未実施	1か所設置					
3	★幼稚園就園奨励補助事業	保育料の減免措置として、世帯の市民税課税状況に応じ補助金を交付することにより就園を奨励し教育の振興充実を図る。	3歳児から5歳児(幼稚園児)	学校教育課	実施中	実施					
4	★病児・病後児保育事業(拡充)	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。	0歳児からの就学前児童	児童福祉課	1か所(体調不良時型のみ民間保育園1か所)で実施中、公立での実施等を検討	2か所					
5	★子育て支援センター(拡充)	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育て家庭	児童福祉課	3か所	5か所					
6	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労等で適切な保護が得られない児童を預かり、適切な遊び場、生活の場を提供する。	小学校1年生～3年生の児童	児童福祉課	8か所(H21年度1か所増)	9か所					
7	通常保育事業	市内保育所において保育にかける児童の保育を実施する。	生後6か月からの就学前児童(民間は生後3か月から)	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所					
8	延長保育事業	入所の決定を受けている者のうち満1歳以上の児童のうち延長保育が必要な児童について19時まで保育する。	満1歳からの就学前児童(園)に入所している児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所					
9	子育てサポーター	家庭教育支援の充実に目指し、保護者への子育てに関する助言や子育て交流事業の企画・推進を始め、子育てネットワークの運営などの活動を行う。子育てサポーターの養成を行う。子育てサポーターは子育ての環境づくりに積極的に関わる。	保護者・市民	生涯学習課	江戸崎地区を除く3地区で「養成講座」を実施(過去3年間登録者1名)	実施					
10	一時保育事業(拡充)	家庭で子育て中の保護者が就労・通院・研修などで週1日から3日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、さらに子育て家庭の手助けのため、就学前の子どもを一時的に保育する。	満1歳からの就学前児童	児童福祉課	公立1か所 民間2か所	公立1か所 民間3か所					
11	特定保育事業(新規)	短時間勤務や隔日勤務などで、週2～3日程度または午前か午後のみなど、保護者の就労の状況に応じた保育を実施する。	満1歳からの就学前児童	児童福祉課	未実施	実施予定					H26までに実施予定
12	土曜日保育	土曜日に通常保育と同じ時間帯で保育を実施する。	満1歳からの就学前児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所					

13	0歳児保育	生後6か月から1歳児までの乳児の保育を行う事業。	生後6か月～1歳児までの乳児(民間は3か月から)障害のある就学前児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所			
14	障害児保育	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達遅れや障害のある児童の保育を行う。	児童福祉課	公立2か所 民間3か所					
15	預かり保育	午前7時30分より通常保育開始時間までの保育、もしくは午後6時までの保護者が希望する時間帯の保育を行う。	3歳児から5歳児(幼稚園児)	学校教育課	実施中	実施			
16	管外保育の委託・受託事業	市内在住の方が他市町村に入所する場合の委託事業及び他市町村の方が市内の保育所(園)に入所する受託事業を行う。	0歳児からの就学前児童	児童福祉課	実施中	実施			
17	子ども手当(児童手当)	中学校修了までの児童を養育している世帯の保護者に対し、児童一人あたり月額26,000円を支給する。(H22年度は13,000円)	中学校修了までの児童を養育している者。	児童福祉課	実施中(H21年度までは児童手当として実施)	実施			
18	保育料の軽減措置	保育料の一部負担の軽減を図る。(国、県の事業により実施)	0歳からの就学前児童	児童福祉課	実施中	実施			
19	私立保育園助成	入園児童の健全な保護育成と保育園の円滑な運営を図るため、運営費を助成する。	私立保育園	児童福祉課	実施中	実施			
20	家庭的保育事業(新規)	保育者の居宅で、保育所または児童入所施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う。	乳幼児	児童福祉課	未実施	実施予定			
21	民間保育園施設整備事業(新規)	民間保育園の増設整備を行う。	私立保育園	児童福祉課	未実施	実施予定			H26までに実施予定

施策目標(1)②子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール								
							H22	H23	H24	H25	H26				
22	★子育て・家庭教育等のPR(拡充)	国・県などで実施する施策や県民運動などの積極的なPRを実施し、子育て・家庭教育の啓蒙に努める。	保護者	児童福祉課	実施中	実施									
23	★子育て関連施策の一元的管理・周知の徹底(新規)	子育てに関する施策、基本情報を一元管理し、子育て家庭にわかりやすく周知することにより、より多くの子育て家庭がニーズにあった行政サービスを受けられることができるよう努める。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定									
24	★子育て基本情報の提供(新規)	子育て支援サービスの利用者への周知を図るため、子育てガイドブックの作成や子育てに関する情報を一括して提供する子育てカレンダー等による情報の提供に努める。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定(平成22年度)									
25	★子育て情報総合サイトの開設(新規)	子育てに関する情報を一括して掲載する情報サイトをホームページ内に開設し、子育て情報の周知拡大を図る。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定									
26	★子育て関連情報サイトとの連携(新規)	茨城県子育て情報サイト、周辺他都市の情報サイトとの連携により、子育て家庭のニーズに応じた情報を周知する。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定									
27	★子育てメルマガの発信(新規)	子育て関連イベントやサービスの情報を、メールマガジンで定期的に発信する。	保護者	児童福祉課	未実施	実施予定									
28	★育児講座(拡充)	保育所(園)や子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	就園前児童とその保護者	児童福祉課	実施中	実施									

施策目標(1)③児童の健全育成支援

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール							
							H22	H23	H24	H25	H26			
29	★市民子育てボランティアの育成(新規)	子育て講習会などを受講した市民がボランティアとして実施する相談広場への支援など、子育てボランティアを育成する。	市民	児童福祉課	未実施	実施予定								
30	子育て支援事業(拡充)	子育て支援センターを拠点に、交流の場の提供や子育てのサポート、育の保護者を対象に、交流の場の提供や子育てのサポート、育の不安等についての相談業務(電話・面談・訪問)・子育てに関する情報の提供・子育てサークル等の育成・支援を行う。	就学前児童とその保護者	子育て支援センター	約20組/日(月～金)(9時～16時)	30組/日								
31	小野川梁検隊(拡充)	小野川の水質調査や自然観察を通して、小野川と流入先の霞ヶ浦の水質浄化を考える。市民への周知を図りながら実施する。	小学生(4年生以上)	生活環境課	年2回実施	実施年2回実施30人/年								
32	あずまミルキークイーン田植祭・収穫祭	地元小学生に「米」づくりの体験を通して、市の主要特産物である「米」の重要性を理解して、環境保全型農業の啓発及び、食の安全安心に向けた食育を行う。	地元小学生50人から60人(稲穂園の消費)者(主に家族連れ)100人から150人	農政課	各小学校16校で実施	小学校5・6年生(毎年1地区の小学校)を対象に田植え、稲刈り体験								
33	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)	入学前の子どもの持つ親に対し、不安を取り除き、しつけについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、果ては作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	就学前児童の保護者	生涯学習課	各小学校16校で実施	実施								
34	ボランティアセンター活動支援(追加)	福祉関係の機関・団体・施設・民間業者、NPO、ボランティア団体など、様々な組織が事業・活動を展開するため、福祉情報共有し、相互に交換できるボランティアセンターを設け、連携・協力して事業や活動を行う相談窓口や体制づくりを実施する。	子育て等ボランティア団体	社会福祉課	実施中	実施								
35	社会人講師活用推進事業(追加)	社会人講師や地域の学校支援ボランティアなどを積極的に活用し、学校外から幅広い経験、優れた知識・技術等を有する人材を迎えて実施する。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中(学校行事)	実施								

■基本目標(2)①子どもや母親の健康の確保・増進

施策目標(2)①子どもや母親の健康の確保

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール							
							H22	H23	H24	H25	H26			
36	ひのびひろば(追加)	集団での遊びを通して子ども達の発達を促す。江戸崎保健センターにて年12回開催予定。1歳6か月、2歳、3歳の各健診において、必要と思われる子どもに対し、約1時間程度の集団遊びを実施する。	1歳6か月児～3歳児	健康増進課	平成20年度より年24回(月2回)実施	実施								
37	子育てひろば(追加)	離乳食の調理実習、赤ちゃん体操、子育てに関する話等を行う。年6回、1回3講座開催予定。講座を通して、母親同士の友誼作りをメインとし、講座3回目にサークル作りを支援、母親の孤立化を防ぐ。	生後6か月児～7か月児	健康増進課	実施中	実施								
38	赤ちゃん訪問	新生児及び乳児の疾病や虐待の早期発見とその予防等のために訪問による相談を実施する。生後1～2か月の乳児を対象に育児不安の解消と予防接種、健診等の説明を行う。	生後1～2か月の乳児とその母親及び家族	健康増進課	平成20年度より乳児全戸訪問を目標に実施	実施								

39	親子相談	乳幼児健診時に発達に遅れや遅れの心配がある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	乳幼児とその保護者	健康増進課	実施	各保健センターにおいて、一人あたり月1～2回実施。現在16人継続実施	実施
40	母子健康手帳の交付	妊娠届出書により、母子健康手帳を交付する。	妊婦	健康増進課	実施	各総合窓口にて交付	実施
41	妊婦一般健康診査受診票の交付	妊婦の健康管理を図るため、母子健康手帳交付時に14回分の医療機関健診費用を助成する受診票を交付する。(H21年度から契約医療機関以外の受診者に対して償還払いを実施予定。)	妊婦	健康増進課	実施中	実施中	実施
42	マタニティスクール	妊娠・出産・育児についての知識の普及啓発を行う教室。(午前助産師の講話、午後育児について、その他沐浴実習等。)	妊婦とその夫	健康増進課	実施	江戸崎保健センターにて年6回実施	実施
43	乳児一般健康診査受診票の交付	乳児の健康管理を図るため生後6～7か月までと9～10か月までに各1回の医療機関健診を助成する受診票を交付する。(赤ちゃん訪問時交付。契約医療機関にて健診費用の補助が受けられる。)	生後6～7か月までと9～10か月までの乳児	健康増進課	実施	実施中	実施
44	3～4か月児健診	身体計測・内科診察・育児相談・離乳食の相談・絵本の読み聞かせ等を行う。診察、育児相談の他、子育て支援センター職員(保育士)の協力を得て、ブックスタート(絵本の読み聞かせ)及び子育て支援の周知を実施する。	生後3か月から4か月までの乳児	健康増進課	実施	各保健センターにて年17回実施	実施
45	1歳6か月児健診	身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。	1歳6か月児から1歳8か月児	健康増進課	実施	各保健センターにて年17回実施	実施
46	2歳児歯科健診	歯科診察・育児相談・歯みがき指導(フッ素塗布)・栄養指導・身体計測を行う。	2歳児	健康増進課	実施	各保健センターにて年18回実施	実施
47	3歳児健診	尿検査・身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・歯みがき指導・子育て相談等を行う。	3歳児	健康増進課	実施	各保健センターにて年18回実施	実施
48	育児相談	妊産婦の健康相談や乳幼児の発育や子育てについての相談等を行う。	妊産婦、乳幼児(希望者)	健康増進課	実施	各保健センターにて年12回実施	実施
49	乳幼児訪問	訪問により子育ての相談を行う。	乳幼児(就学前児童)	健康増進課	実施	必要と思われる乳幼児に対し実施	実施
50	妊産婦訪問	訪問により保健指導を行う。	妊産婦	健康増進課	実施	必要と思われる妊産婦に対し実施	実施
51	視覚健診	メディカルセンターの健診車で健診を行う。	4歳児	健康増進課	実施	市内各幼稚園、保育園及び保健センターにて年1回実施	実施
52	1歳6か月児及び3歳児精密健康診査	精密検査依頼票を発行し、検査費用を助成する。	1歳6か月児及び3歳児健診において精密検査を必要とした幼児	健康増進課	実施	実施中	実施
53	予防接種	BCG、三種混合、ポリオ、麻疹・風疹混合、二種混合の予防接種を行う。	乳幼児から児童(予防接種の内容により対象年齢が異なる)。	健康増進課	実施	契約医療機関及び各保健センターにて実施。麻疹・風疹混合3期のみ各中学校にて実施	実施
54	妊産婦医療福祉費助成事業	妊産婦の医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。	妊産婦(妊娠届出日の初日から出産の翌月末日までの期間)	保険課	実施	助成額 7,641,764円・受給者89人 10月末	実施

施策目標(2)②食育の推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	★育児講座(拡充)	保育所(園)や子育て支援センターにおいて、育児に関する各種講座を開催する。	就学前児童とその保護者	児童福祉課	実施中	実施						
55	★教育課題講座「食育」は子どもたちを救う(追加)	教育の今日的な課題について研修し、その考え方や方法について理解を深める。	小学生とその保護者	小学校	実施中	実施						
56	★早寝早起き朝ごはん国民運動奨励事業(追加)	文部科学省が推進している「早寝早起き朝ごはん」国民運動の展開を積極的に進める。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中	実施						

施策目標(2)③小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
57	★乳幼児医療福祉費助成事業(拡充)	乳児から未就学児までの医療費(入院・外来)の一部負担金を助成する。茨城県の補助制度対象外となる市民について、市単独で助成する。また、対象者を拡充していく。	0歳～未就学児童	保険課	助成額 16,224,703円・受給者1,911人10月末	対象者を拡充の予定						

■基本目標(3)子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

施策目標(3)①次代の親の育成

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
58	★青少年健全育成推進事業(青少年相談員)(追加)	青少年の健全育成に市民のすべてが関心を持ち、市民総ぐるみの運動を展開し、行政に働きかけを行い、市民一体となつて次世代を担う青少年の健全育成を図る。	小・中学生、高校生	生涯学習課	実施中	実施						
59	★子ども会育成活動(追加)	市内子ども会の普及発展を図り、児童の健全育成に寄与するとともに、単位子ども会及び子ども会指導者の指導育成を図る。	子ども会会員	生涯学習課	実施中	実施						
60	★親業講座と家庭教育学級の連携(新規)	親業講座と家庭教育学級の連携により、乳幼児期から思春期まで、あらゆる段階での切れ目ない支援を実施し、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。	就学前児童、小・中学生、高校生及び就学前児童保護者	生涯学習課 児童福祉課	未実施	実施予定						
61	★公園の整備・活用等の検討(追加)	リバーサイド公園(カボチャ公園)の全面改修工事H19～H23、和田公園改修工事(駐車場、グラウンド、遊具等)。	市民及び来訪者	都市計画課	実施中	実施						完成
62	★出会いの場の拡充(追加)	結婚を希望する未婚の男女を対象に、いばらき出会いサポートセンターとの連携を図り、情報提供を行う。	未婚の男女	秘書広聴課	実施中	実施						
63	★放課後子ども教室(拡充)	小学校の余剰教室等を活用して、地域住民の参画のもと子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組む。	小学生	生涯学習課	市内7か所で実施中	13か所						
64	★イナキッズ(少年教室)	週末、夏・冬・休みを利用し、創作、文化、野外体験を行う。学習体験を通し、異学年、学校間での交流を深める。(各公民館等4か所で、前後期合わせて4回実施。茶道、野鳥観察、お菓子作りなどを実施。)	小学生	生涯学習課	実施中	実施						
65	★人口問題プロジェクトチーム事業(追加)	本市における人口減少・少子高齢化などの人口問題は、危機的な状況にあり、人口問題の特性を明確にし、その課題・問題点を的確に把握したうえで、地域に適した総合的かつ継続的な施策の展開を、全庁的な取り組みとして進める。市外転出者のリターンを促進していくために、稲敷市を離れ頑張る方々を応援していく「情報誌「いなしきエール便」」を発行する。	市外転出者並びに進学や就職等の理由により市内を離れた方・市内の大学生、高校生、中学生など	企画課	実施中	実施						

66	スキー教室	友達や他校、他学年、地域の人との交流をスキー教室を通して深める。	小学生とその保護者	生涯学習課	実施	福島県会津高原たかつスキー場にてスキー教室を37班に分けて実施。(平成21年度)													
67	地域活動事業(地域交流事業)	①野菜畑作り、くだもの狩り、老人ホーム訪問、クリスマス会、運動会、夕涼み会・遠足等を実施。②老人会、老人ホーム、祖父母との交流、小学生・中学生・高校生との交流、在宅乳幼児・未就園児との交流を図る。また、職場体験学習等による交流、各行事への参加案内を実施。③春・秋のお楽しみ会、運動会、野菜の収穫、竹とんぼ・竹ぼっくり・水鉄砲づくり、保育園祭等を実施。	園児、卒園児とその保護者、地域住民、未就園児親子	私立保育園	実施中														
68	あそびの広場(あいあい広場)	親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流する場。「遊びの広場」・「ふれあいの広場」を開設。	就園前児童とその保護者	子育て支援センター	30組	子育て支援センター及び各保健センターで実施													

施策目標③②思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	スケジュール													
						H26年度	H22	H23	H24	H25	H26								
69	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等様々な相談に対応するため教育相談室を設置するとともに、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施													
70	思春期保健対策事業(追加)	地域保健と学校保健の連携により、喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症、さらに思春期の心の健康相談等に関する健康教育の仕組みづくりを推進する。	中学生、高校生	学校教育課 健康増進課	実施中	実施													

施策目標③③子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	スケジュール													
						H26年度	H22	H23	H24	H25	H26								
71	就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	小・中学生	学校教育課	小学生74名 中学生59名	実施													
72	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために就学に必要な経費の一部を援助し、特別支援教育の普及、奨励を図る。	小・中学生	学校教育課	小学生16名 中学生11名	実施													
73	教育に関する研究、研修の推進	教育基本方針に応じた適切な指導の実施に向け、研究活動研修会への参加の支援を行う。	幼稚園、小・中学校	学校教育課	市教育研究会による事業経費への補助金交付及び指導を実施。	実施													
74	国際理解教育の推進	異なる文化や考え方を尊重することのできる豊かな国際感覚を身につけた児童・生徒の育成を目指す。国際化社会に対応できる能力を身につけるよう英語指導助手を市立幼稚園、小・中学校に派遣する。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	7人の英語指導助手を中学校を拠点に幼稚園、小学校への派遣を実施	実施													
再掲	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等様々な相談に対応するため教育相談室を設置するとともに、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施													

再掲	子育て学習講座(就学前児童の保護者講座)	入学前の子どもを持つ親に対し、不安を取り除き、しつけについての講話を行う。就学時健診の親の待ち時間を活用し、県で作成した「家庭教育ブック」を教科書に「子育て学習講座」を実施する。	就学前児童の保護者	生涯学習課	各小学校 10校で実施	実施			
75	若者自立支援対策事業(追加)	学校教育活動の中で、職業能力の向上につながる学習機会を提供することにより、働くことの意味や多様な職業について関心を高めるとともに、勤労観や職業観の育成に努める。さらに、これらを通して、人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせ、自分自身に出来ることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	中学生	学校教育課	実施中	実施			
76	人権教育推進事業(追加)	各学校において、児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて、各教科、道徳、特別活動など、それぞれの特質に応じた学校教育全体を通じ、人権尊重の意識を高め、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育む教育が、人権尊重の精神を涵養していくという観点から、人権教育の推進体制の充実を図り、豊かな人権感覚や人権意識の醸成に努める。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
77	戸外体験活動等推進事業(追加)	幼児の発達の特性に配慮し、家庭や地域社会を含めた幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心、必要な経験などの教育を推進していく。また、幼児の主体的な活動としての「遊び」を通して総合的な指導、発達や学びの連続性を踏まえた教育について、地域の人材を活用した屋外体験や自然体験などを取り入れ、その充実を図るとともに、異年齢交流も推進していく。	幼稚園児	学校教育課	実施中	実施			
78	不登校児童生徒解消事業(追加)	児童生徒一人一人の考え方や感じ方などに対応すべく、校内相談体制の確立や定期相談の実施などを推進する。さらに、専門的な見地からのサポートやアドバイザーが出来る相談員の配置や臨床心理等の専門家を有効に活用する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
79	スクールソーシャルワーカー活用事業(追加)	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒がおかれている様々な環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを有効に活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を配置する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
80	外国語指導助手配置事業(追加)	国際理解に関する体験的・実践的な学習を通じた国際理解教育の充実を図る。また、外国語指導助手(ALT)を効果的に活用し、生きた英語等にふれさせることにより、国際社会を生き抜く資質や能力を育成する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
81	児童生徒体力向上事業(追加)	学校教育活動全体を通して体育・スポーツ活動の充実と体力の向上を目指し、週3日、各1時間程度の運動や外遊び時間の確保、学校の特色を生かした体力づくりの実践、体力向上をねらいとした体育行事の計画的実践、自然体験活動等の積極的な実施、中学校における運動部活動の奨励・充実などに取り組んでいく。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
82	特別支援教育事業(追加)	保護者に対する早期からの就学に関する支援や相談援助の拡充、関係機関との連携強化、専門性を身につけた教職員の配置、校内支援体制の充実などを目指す。	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中	実施			

83	読書活動奨励事業(追加)	幼児期からの読書活動を積極的に進めていくため、親子に本の楽しさを伝える運動として、福祉部門で進められている「ブックスタート事業」との連携を図り、また地域の子育て支援運動としての広がりを目指していく。幼稚園教育においては、読み聞かせなどを通して読書の楽しさと出会う機会を積極的に進めていく。	幼稚園児 小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
84	チーム・ティーチング、少人数指導員配置事業(追加)	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すため、チーム・ティーチングによる指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
85	学力診断調査研究事業(追加)	子どもたちの基礎・基本的な知識や技能、学習意欲、思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力の習得状況を把握し、それらをもとに授業の展開、個人に応じた指導体制の工夫などに役立てる。市内の小中学生全員を対象として、学力診断テストを実施する。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
86	理科支援員配置事業(追加)	学生、退職教員、企業技術者等の外部人材を小学校の理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や先端科学技術に関する実験や理科体験の学習を实践する。	小学生	学校教育課	1人配置	実施			
87	学校教育支援員配置事業(追加)	児童・生徒の個性を生かし、主体的な学習を促すため、チーム・ティーチングによる指導や少人数指導体制の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした社会人講師を活用し、個人に応じた指導方法の工夫改善を図る。	小・中学生	学校教育課	5人配置	実施			
88	みんなにすすめたい一冊の本推進事業(追加)	感性を磨き創造力豊かに自己を見つめ、自らの生き方を考えることができるよう、さらに、児童・生徒の豊かな心を育てるため、読書の定着を進める。	小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
89	体験活動・ボランティア活動推進事業(追加)	家庭や地域との連携を図りながら、総合的な学習の時間や教科教育と適切に組み合わせ、自然や文化とのふれあい、異年齢、異世代、地域とのふれあい交流、自然体験、奉仕体験などの体験活動を、学校教育活動の中へ計画的に取り入れていく。人間として、また、社会の一員としての生き方について自覚を深めさせ、いきいき、自分に出来ることを考えたり、実践したりする力を伸ばしていく。	幼稚園児・小・中学生	学校教育課	実施中	実施			
90	青少年健全育成事業(市民会議)(追加)	三つの基本姿勢として、『子どもや青少年をしっかりと見守る』、『大人が変われば子どもも変わる』、『さんかけ運動の推進』を市民会議事業の柱として、街頭活動や各種キャンペーン及び大会等に積極的に参加する。	市民	生涯学習課	実施中	実施			
91	社会環境浄化推進事業(追加)	青少年の健全育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るとともに常にによりよい環境をつくることに努める。	市民	生涯学習課	実施中	実施			
92	啓発活動と福祉教育の充実(追加)	まちづくり施策や男女共働の社会づくりに向けて、地域住民を対象に、地域福祉に関する講演会や学習の機会、福祉コミュニティづくりなどの支援を行ない、また、学校との連携により、お互いが認め合い尊重する意識や自らが生きる喜びを感じ取ることができるよう、大人と一緒に福祉の学習を深めていく。機会の提供を展開していく。	市民	社会福祉課	実施中	実施			

93	水辺の楽校(追加)	豊かな人間性を育てるために環境学習や自然体験学習を行う。(国土交通省で砂浜を築くため、護岸堤の設置工事実施。)和田公園でキャンプ(小学生高学年)・木工教室(小学生)・流しそーめんとアイスクイーン作り(小学生親子)・オカリナコンサートを実施する。	小学生及び市民	生涯学習課	参加数延べ133人、応募数283人	実施			
----	-----------	--	---------	-------	-------------------	----	--	--	--

施策目標(3)④家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
94	★家庭教育相談	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	主に就学前児童の保護者	生涯学習課	年20回開催	実施						
再掲	親子相談	乳幼児健診時に発達に偏りや遅れの心配がある乳幼児を支援するため、個別に相談を実施する。その他、保護者からの相談に随時対応する。	乳幼児とその保護者	健康増進課	各保健センターにおいて、1人あたり1月1~2回実施。現在16人継続実施	実施						
再掲	あずまミルキークイーン田植祭・収穫祭	地元の小学生に「米」づくりの体験を通し、市の主要特産物である「米」の重要性を理解して、環境保全型農業の啓発及び、食の安全安心に向けた教育を行う。	地元小学生50人から60人首都圏の消費者(主に家族連れ)100人から150人	農政課	収穫祭のみ実施	小学校5・6年生(毎年1地区の小学校)を対象に田植え、稲刈り体験						

施策目標(3)⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	★家庭教育相談	子育てや家庭教育についての悩みを家庭教育アドバイザー(臨床心理士)が相談に応じる。	主に就学前児童の保護者	生涯学習課	年20回実施	実施						
95	販売機立ち入り調査(追加)	で、青少年が安全で健やかに育つことができる環境を整備する。	青少年	生涯学習課	市内2か所(江戸崎甲、高田)で立ち入り調査の実施	実施						

■基本目標(4)子育てを支援する生活環境の整備

施策目標(4)①良質な住宅や良好な居住環境の確保

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
96	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(追加)	重度障害者(児)の居住する住宅・設備を、その障害者に適するように改善する際に要する経費について助成する。	下肢及び体幹機能障害1級、2級手帳保持者又は療育手帳マルAの重度障害者(児)	社会福祉課	2件(H21.10月末現在)	未定						

施策目標(4)②安全な道路交通環境の整備と交通安全対策

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
97	★通学路等の安全確保(追加)	道路の拡幅に伴う交通安全施設(歩道)整備を行う。	小・中学生	建設課	実施中	実施						
98	交通安全教育事業	交通安全教室を、警察官や交通安全推進員の協力を得て、保育園、幼稚園、小学校で開催し、交通安全に対する講話や自転車の乗り方の実技指導を行う。	幼稚園・保育園児、小学生	生活環境課	実施中	実施						

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	申請者について交付済80件(H21.12月現在)	実施	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
99	チャイルドシート普及促進等事業(追加)	乳児の健全育成の一環として、チャイルドシート購入に助成金を交付することにより交通安全対策及び少子化対策に寄与する。	チャイルドシートを購入した1歳児未満の親権者(新生児1人につき1回限り)	生活環境課								
施策目標(4)③安心して外出できるまちづくり												
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
100	地域防犯環境改善事業(追加)	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	幼児～青少年	生活環境課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
■基本目標(5)職業生活と家庭の両立の推進												
施策目標(5)①働き方の見直し												
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
101	労働関係法・制度の情報提供(追加)	労働者を支援するために、現行の法律・制度の周知を徹底し、広報紙等へ掲載する。	市民	商工観光課	随時広報紙に掲載	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
施策目標(5)②仕事と子育ての両立の推進												
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
102	★優良企業の表彰制度の検討(新規)	育児休暇の取得率の高い企業や子育て支援に積極的に取り組む企業を取り上げて表彰する制度を検討する。	子育て家庭、市内企業	児童福祉課	未実施	実施予定	H22	H23	H24	H25	H26	
103	★いばらき子育て家庭優待制度の積極的なPRと活用(追加)	広報紙、ホームページ等を活用して、「いばらき子育て家庭優待制度」の周知を図るとともに、協賛店舗の拡大を促進する。	子育て家庭、市内企業	児童福祉課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
104	★制度普及啓発事業(追加)	育児休業、介護休業等の意識啓発を行い、事業所に対し情報の提供をする。	市内企業	商工観光課	随時広報紙に掲載	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
105	男女共同参画講座の開催	男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し、市民を対象に学習の機会を提供することにより、男女共同参画に関する正しい理解の促進と意識の醸成を図る。	市民	秘書広聴課	講座を3回/年開催	3回/年	H22	H23	H24	H25	H26	
106	男女共同参画講演会、フォーラムの開催	多くの市民が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の理解と認識を深めることを目的に開催する。	市民	秘書広聴課	11月の推進月間にフォーラムを開催	1回/年	H22	H23	H24	H25	H26	
107	男女共同参画に関する広報活動	広報紙、ホームページ等へ男女共同参画に関する記事やお知らせを掲載し、市民の意識啓発を図る。	市民	秘書広聴課	毎月広報紙に啓発記事や情報を掲載	12回/年	H22	H23	H24	H25	H26	
108	仕事と家庭の両立支援(追加)	男女が共に仕事上の責任と家事・育児・介護などの家庭的責任を両立できるよう、市民や事業所に働きかけるとともに、家事・育児・介護に対する社会的な支援の充実や就業条件の整備を図る。(広報紙、HPを利用して男女共同参画に関する啓発記事を掲載。)	市民	秘書広聴課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	
109	家庭生活・地域社会への男性の参画促進(追加)	男性向け家事・育児・介護講座等の開催など、男性への啓発や学習機会の提供などにより、男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する。(講座やフォーラムへの参加、県内で開催されるセミナーへの参加、または情報提供。)	市民	秘書広聴課	実施中	実施	H22	H23	H24	H25	H26	

■基本目標(6) 子どもの安全の確保 施策目標(6)①子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進											
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール				
							H22	H23	H24	H25	H26
110	★通学時の安全対策の推進	「子どもを守る110番の家」の設置や防犯ブザーの携帯の指導を行い、登下校時の安全対策を推進する。(自転車通学児童生徒にヘルメット補助金。「子どもを守る110番の家」の協力世帯に対し、表示プレートを配布。) 児童生徒が、安全確保のための必要な事柄を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通し安全な生活を送ることができ、進んで安全・安心な社会づくりに参加・貢献できるような資質や能力の育成に努める。また、学校内外における子どもたちの安全確保について、スクールガードリーダーの巡回指導を通じ推進し地域との連携を密に図っていく。	小・中学生のいる世帯	学校教育課	実施中	実施					
111	学校安全対策事業(追加)		小・中学生	学校教育課	実施中	実施					
再掲	チャイルドシート普及促進等事業(追加)	乳児の健全育成の一環として、チャイルドシート購入に助成金を交付することにより交通安全対策及び少子化対策に寄与する。	チャイルドシートを購入した1歳児未満の親権者(新生児1人につき1回限り)	生活環境課	申請者について交付済80件(H21.12月現在)	実施					

■施策目標(6)②子どもの防犯・防災等の推進											
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール				
							H22	H23	H24	H25	H26
112	防犯等避難訓練	学校、園への不審者侵入時の安全確保と誘導及び避難方法を実践を通して確認し、関係機関の協力を得て、防犯・防災の推進に努める。(全学校・幼稚園にサスマタを配布。不審者対応マニュアルを作成。)	幼稚園児、小・中学生	学校教育課	実施中	実施					
再掲	地域防犯環境改善事業(追加)	防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性向上に努める。	幼児～青少年	生活環境課	実施中	実施					
113	防犯活動推進事業(団体育成事業)(追加)	犯罪の未然防止のため、警察・市・稲敷地区防犯協会・市防犯連絡員協議会と市民が一体となって犯罪防止に努めるため、各団体へ負担金や補助金を交付し、自主的な防犯活動を推進する。(防犯パトロール及びキャンペーン活動。)	青少年	生活環境課	実施中	実施					
114	防犯灯維持管理事業(追加)	安全なまちづくりのため、計画的かつ効果的な防犯灯の設置及び適切な維持管理を行う。また、道路、公園、共同住宅、駐車場など公共的場所の見通しや明るさを確保する。	市民	生活環境課	実施中	実施					
115	子どもの安全確保事業(追加)	カンパンスタンドや商店など「子どもを守る110番の家」への協力を教育委員会より要請し、子どもが逃げ込むことができる場所の拡大を図る。また、警察・防犯連絡員と子どもを守る110番の家が連携をし、子どもの安全を守る。	小・中学生	生活環境課	実施中	実施					
116	防犯マップ作成支援事業(追加)	各行政区・各小学校やPTA単位で作成する地域安全・防犯マップの作成について、作成支援を行う。	小・中学生	生活環境課	実施中	実施					
117	児童・生徒通学支援事業(追加)	遠距離通学の児童生徒への支援策として通学バスの運行を実施する。	小・中学生	学校教育課	実施中 東中、沼里小、江戸崎小にスクールバスを運行中	実施					

118	新入学児童対策事業	新入学児童に、ランドセルカバーや交通安全ワークブック等を配布し、児童やその保護者に交通安全に対する意識をもってもらうとともに、ドライバードライバーに対しては、新入学児童に対する注意を喚起する。	小学校1年生	生活環境課	実施中	実施
-----	-----------	--	--------	-------	-----	----

施策目標(6)③被害に遭った子どもの保護の推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等の相談に対応するため教育相談室の設置、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施						

■基本目標(7)要保護児童への反応など

施策目標(7)①児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
119	★家庭児童相談業務	児童養育・福祉の向上を図るため家庭児童相談員による相談・指導を行う。(午前8時30分～午後4時まで実施。平成22年度から家庭相談員を2名体制で毎日行う。)	0歳～18歳未満の児童もしくは保護者	児童福祉課	実施中	実施						
120	要保護児童への対応	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために福敷市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との円滑な連携・協力を確保する。(年3回実施。)	0歳～18歳未満の児童	児童福祉課	実施中	実施						

施策目標(7)②母子家庭等の自立支援推進

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
121	児童扶養手当	母子世帯等の生活の安定を図るため児童扶養手当を支給する。	18歳までの児童がい母子家庭等	児童福祉課	実施中	実施						
122	乳幼児医療福祉事業(追加)	乳幼児(未就学児)及び妊産婦に対する所得制限をなくし、県内の市町村の動向を見ながら対象年齢等を引上げる。	乳幼児	保健課	実施中	実施						
123	一人親医療福祉費助成事業	母子・父子家庭の医療費(外来・入院)の一部負担金を助成する。	母子・父子家庭で18歳未満の子どもを扶養している母・父親及びその子ども	保健課	実施中	実施						
124	母子相談業務	相談員を配置し相談業務を行う。母子自立支援員の配置を始め、家庭相談員や児童福祉担当者が母子相談業務を行う。(午前9時～午後4時まで。)	母子家庭、父子家庭	児童福祉課	実施中	実施						
125	母子寡婦福祉会	生活及び福祉を向上させる事業・相互の親睦に関する事業・子女の養護、育成に関する事業を行う。(年1回「親子すこやか事業」を開催。)	母子家庭	児童福祉課	実施中	実施						

施策目標(7)③障害児施策の充実

No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール					
							H22	H23	H24	H25	H26	
再掲	障害児保育	介助員や専門スタッフの配置及び専門機関と連携しながら、発達の遅れや障害のある児童の保育を行う。	障害のある就学前児童	児童福祉課	公立2か所 民間3か所	公立2か所 民間3か所						

★重点事業

126	障害児福祉手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度の障害児(20歳未満)に対して、手当を支給する。(広報誌に制度の内容等掲載するとともに、身体・療育手帳交付時に制度について案内。)	20歳未満の障害児	社会福祉課	平成21年度:障害児福祉手当受給者数28名/新規申請者2件/支給額3,508,720円	実施													
127	特別児童扶養手当	障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等の養育者に対して、障害児の生活上のために手当を支給する。(所得状況届のお知らせと制度の内容について広報誌に掲載。)	20歳未満の障害児	社会福祉課	平成21年度:手当受給者数83名/新規申請者7件	実施													
128	在宅心身障害児福祉手当	心身に障害のある在宅の20歳未満の障害児の養育者に、手当を支給する。(制度の内容について広報誌に掲載。)	20歳未満の障害者(児)	社会福祉課	手当受給者数 50名	実施													
129	身体障害児補装具給付	身体に障害のある児童が将来社会人として自立するための素地を育成助長する。(新規で手帳を取得された方には各種制度について説明。)	身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の児童	社会福祉課	21件(H21.10月末現在)	実施													
130	重度身体障害児日常生活用具給付	在宅の重度障害児が家庭生活を営むうえで不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするために、必要な生活用具を給付・貸与する。	重度身体障害者(児)(給付世帯の所得に応じて自己負担あり)	社会福祉課	15件(H21.10月末現在)	実施													
再掲	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(追加)	重度障害者(児)の居住する住宅・設備を、その障害者に適するように改善する際に要する経費について助成する。	下肢及び身体發機能障害1級、2級手帳保持者又は療育手帳マルAの重度障害者(児)	社会福祉課	2件(H21.10月末現在)	未定													
施策目標(7)④その他の要保護児童の対応																			
No.	事業名	事業内容	対象	推進主体	H21年度末	H26年度	スケジュール												
再掲	教育相談事業	いじめ、不登校、問題行動、障害児の就学等の相談に対応するため教育相談室の設置、カウンセラーの配置を行う。	就学前児童、小・中学生	学校教育課	教育相談員2人、スクールカウンセラー2人(中学校2校に配置)	実施	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
							22	23	24	25	26								